【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（府省名：農林水産省）

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトル測定装置（日立アロカメディカル株式会社製）運送・動作確認業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長　山下　容弘	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年7月17日	日立アロカメディカル株式会社	東京都三鷹市牟礼6-22-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	－	1,638,000	－	－	測定装置の機能や操作方法について、十分な知見を有する者が取り扱う必要があるため	①ニ（へ）	－
2	「機密保持に関する調査結果（中間報告）」及び「北京常設展示館事業に係る論点の調査結果（中間報告）」の評価・助言業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長　山下　容弘	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年7月20日	上田廣一法律事務所	東京都中央区京橋２－１２－３	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	4,200,000	－	－	早急に本業務の遂行に着手する必要があるため	③イ	－
3	「機密保持に関する調査結果（中間報告）」及び「北京常設展示館事業に係る論点の調査結果（中間報告）」の評価・助言業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長　山下　容弘	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年7月20日	赤松・米津総合法律事務所	東京都港区虎ノ門５－３－２０	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	4,200,000	－	－	早急に本業務の遂行に着手する必要があるため	③イ	－
4	「機密保持に関する調査結果（中間報告）」及び「北京常設展示館事業に係る論点の調査結果（中間報告）」の評価・助言業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長　山下　容弘	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年7月20日	霜鳥法律事務所	東京都千代田区九段北４－１－５	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	4,200,000	－	－	早急に本業務の遂行に着手する必要があるため	③イ	－
5	「機密保持に関する調査結果（中間報告）」及び「北京常設展示館事業に係る論点の調査結果（中間報告）」の評価・助言業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長　山下　容弘	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年7月20日	弁護士法人畑中鐵丸法律事務所	東京都千代田区丸の内１－８－１	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	4,200,000	－	－	早急に本業務の遂行に着手する必要があるため	③イ	－
6	ミラノ国際博覧会政府出展委託事業	支出負担行為担当官 食料産業局長　針原寿朗	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	平成24年9月26日	独立行政法人日本貿易振興機構	東京都港区赤坂1丁目12番32号	会計法第２９条の３第４項（その他）	29,999,343	29,999,270	100.0%	－	平成24年３月27日の閣議において、独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）が参加機関として公式参加する旨、閣議了解されたところであり、「物品・印刷・役務の調達手引き」（平成22年４月改訂版）の９の(ハ)「閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施が明示されているもの」に該当するため。	①イ（ハ）	経済産業省を含めた3者契約
7	平成24年度家畜伝染病早期診断体制整備委託事業（口蹄疫診断用試薬の製造・配布）	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長	東京都千代田区霞が関1―2―1	平成24年9月6日	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所	茨城県つくば市観音台3―1―5	会計法第29条の3第4項(その他)	－	4,896,000	－	－	本事業は、口蹄疫の迅速な診断を行う観点から、都道府県段階で口蹄疫のPCR検査を実施できるか検証するため、PCR検査に必要な検査試薬を製造し、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）へ配布する事業である。今年度は、家保段階で口蹄疫のPCR検査を行う際、家保の実験室等がウイルスで汚染されないように、口蹄疫ウイルスと性状が極めて近い一方で、病原性が弱く、家保での取扱いが容易なウマ鼻炎Aウイルス（口蹄疫ウイルスと同科同属）を用いて、PCR検査に必要なプライマー及び実験手順書を作成し、配布することとしている。現在、ウマ鼻炎Aウイルスを所持している機関は動衛研以外にもあるが、口蹄疫ウイルス及びウマ鼻炎ウイルスの両方に対して専門的知識を持ち、実際にこれらのウイルスを取り扱うことができ、それらの取扱いに関して熟練した専門家を有する機関は、我が国においては動衛研以外にない。また、今後、家伝法第46条の5に基づく口蹄疫ウイルスの所持の許可申請を行う機関が現れたとしても、我が国の家畜防疫上の最重要疾病である口蹄疫ウイルスの所持については、ハード面及びソフト面の両面からの厳格な審査が必要となり、許可が下りるまで数ヶ月から1年といった長期間かかることが想定される。現在、許可申請を行っている機関はなく、現段階で動衛研以外の他機関が本事業を受託することは、実質不可能であるため。	－	－
8	代謝予測・パスウェイデータベースMetaDrugウェブアクセス版コンカレントライセンス購入契約	支出負担行為担当官 動物医薬品検査所長　境　政人	東京都国分寺市戸倉１－１５－１	平成24年9月20日	インフォコム株式会社	東京都渋谷区神宮前2-34-17	会計法第29条の3第4項(特定情報)	－	3,780,000	－	－	当該サービス（代謝予測・パスウェイデータベースの利用）については、インフォコム株式会社のみが提供しているため。	－	－
9	平成24年度アワビの緊急増殖技術開発研究委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長　小林　裕幸	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年9月25日	「アワビの緊急増殖技術開発研究」共同研究機関	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-2クイーンズタワーB棟15階	会計法第29条の3第4項(特定情報)	31,000,000	31,000,000	100.0%	－	本事業は研究開発期間を7年として平成23年度に行政目的を達成するために不可欠な特定の情報を提供することが可能な実施機関として締結した委託事業の継続契約である。	①ニ（へ）	－
10	平成24年度御林ノ沢災害復旧調査業務 （宮城県石巻市雄勝町雄勝浜中倉国有林556林班内） 平成24年7月5日～平成24年7月31日 災害復旧調査一式	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 飯田裕一	宮城県大崎市古川東町5-32	平成24年7月4日	土木地質株式会社	宮城県仙台市泉区本田町13-31	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,703,400	1,155,000	67.8%	－	平成24年6月19,20日の台風4号による山腹崩壊及び渓流荒廃の災害復旧の調査で、下流域の人家等に被害を及ぼす危険性が極めて高く緊急に契約しなければならない。	③イ	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
11	猫越川災害関連緊急治山工事実施設計 (静岡県伊豆市) 平成24年7月3日～平成24年7月27日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 伊豆森林管理署長 植松保夫	静岡県伊豆市牧之郷546-5	平成24年7月2日	株式会社森林テクニクス　静岡支店	静岡県静岡市駿河区中村町217	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,077,950	1,995,000	96.0%	－	台風4号(6月21日)の暴風雨により発生した山腹崩壊に伴う災害復旧調査であり、早急な調査が必要なため。	③イ	－
12	南部上佐野地区林道災害調査、設計業務 (山梨県南巨摩郡南部町) 平成24年7月4日～平成24年7月13日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 山梨森林管理事務所長 有山隆史	山梨県甲府市宮前町7-7	平成24年7月4日	株式会社森林テクニクス	東京都文京区後楽1-7-12	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,628,150	2,499,000	95.0%	－	台風4号(6月19日)の暴風雨により発生した林道の災害に伴う災害復旧調査であり、調査が必要なため。	③イ	－
13	小黒川災害復旧計画書(山腹崩壊)作成業務 (長野県伊那市長谷黒河内国有林地内) H24.7.3～H24.11.2 [治山調査]	支出負担行為担当官 中部森林管理局長 城土裕	長野県長野市大字栗田715-5	平成24年7月2日	株式会社中部森林技術コンサルタンツ 長野支店	長野県長野市大字稲葉字中千田沖2040-2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,659,900	4,200,000	90.1%	－	梅雨前線に伴う6月19日の集中豪雨により黒河内国有林地内で山腹崩壊が発生し、直下の黒河内併用林道(地元住民が利用)が被災して通行不能となり地域住民の生活に支障を来しているとともに、発生した不安定土砂の移動により小黒川の河道閉塞など下流への被害波及が予測されることから、緊急に復旧計画を作成することが必要である。	③イ	－
14	鍛冶屋又国有林治山災害復旧調査業務 (場所　三重県北牟婁群紀北町鍛冶屋又国有林) (期間　H24.7.18～H24.10.1) (種別　測量設計)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 前川泰一郎	大阪市北区天満橋1-8-75	平成24年7月17日	株式会社森林テクニクス大阪支店	東大阪市長田中2―2-30	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,040,400	2,604,000	64.4%	－	平成24年6月19日～20日の台風4号に伴う集中豪雨により、鍛冶屋又国有林で渓流荒廃が発生し、流出した大量の土石等が不安定な状態で渓流内に溜まっている。このまま放置すれば今後の降雨によって、下流の人家等に多大の被害を及ぼす恐れが極めて高いため、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	－
15	治山災害復旧調査業務(常妙地区) 宮崎県串間市 平成24年7月13日～平成24年7月24日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年7月13日	株式会社森林テクニクス 熊本支店	熊本県熊本市中央区上水前寺2-10-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,197,000	882,000	73.6%	－	6月の梅雨期の豪雨により、国有林において山地災害が発生し、今後、下流域の民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずるための災害復旧調査を行うもの。	③イ	－
16	林道災害調査業務(市ノ俣林道外) 熊本県八代市 平成24年7月18日～平成24年7月30日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年7月17日	株式会社森林総合技術コンサルタント	熊本県熊本市東区画図町重富567-9	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,587,200	2,520,000	97.4%	－	6月梅雨期の豪雨により、地元住民の生活道となっている平ノ下林道において、路肩が決壊し通行不能な状態となったことから、早急に復旧を実施するため調査を行うもの。	③イ	－
17	治山災害復旧調査業務(石垣鶴見地区外1) 大分県別府市 平成24年7月23日～平成24年8月6日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年7月23日	株式会社森林テクニクス 熊本支店	熊本県熊本市中央区上水前寺2-10-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,159,850	1,869,000	86.5%	－	7月の梅雨期の豪雨により、国有林において山地災害が発生し、今後、下流域の民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずるための災害復旧調査を行うもの。	③イ	－
18	治山災害復旧調査業務(国見平地区外3) 鹿児島県肝属郡肝付町 平成24年7月23日～平成24年8月6日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年7月23日	株式会社森林総合技術コンサルタント	熊本県熊本市東区画図町重富567-9	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,501,100	2,100,000	83.9%	－	6月の梅雨期の豪雨により、国有林において山地災害が発生し、今後、下流域の民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずるための災害復旧調査を行うもの。	③イ	－
19	大沢林道外災害復旧調査業務 (青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大沢国有林外) 平成24年8月3日～平成24年8月22日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 野口浩司	青森県弘前市大字豊田二丁目2-4	平成24年8月2日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和三丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,419,672	1,396,500	98.3%	－	平成24年7月16日に発生した集中豪雨により大沢林道外3路線で路体流出等の被害が発生し、土石流出など被害拡大により下流域の田畑等に被害を及ぼすおそれがあるため、早急に災害復旧する必要がある。	③イ	－
20	小国林道災害復旧調査設計業務 (山形県最上郡真室川町地内) 平成24年8月3日～平成24年8月10日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署最上支署長 高橋守	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11	平成24年8月2日	株式会社森林調査設計事務所	東京都江戸川区篠崎町一丁目302-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,122,465	1,102,500	98.2%	－	平成24年7月5日、豪雨等により真室川町地内小国林道において路肩決壊が発生し、土石流出など被害拡大により下流域の民家及び田畑等に被害を及ぼすおそれがあるため、早急に災害復旧する必要がある。	③イ	－
21	女木内沢林道外2災害復旧調査業務 (秋田県北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1042林班外) 平成24年8月8日～平成24年8月28日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署 上小阿仁支署長 佐藤智一	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中484-2	平成24年8月7日	北光コンサル株式会社	岩手県盛岡市南仙北二丁目3-35	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,307,757	1,302,000	99.5%	－	平成24年7月14日に発生した集中豪雨により林道施設が崩壊し、沢を土砂等が塞いだ状態であり、当該流域は地域住民が農業用水等として利用しており、今後の被害拡大により下流域の田畑等に被害を及ぼすおそれがあるため早急に災害復旧する必要がある。	③イ	－
22	朝原山国有林治山災害復旧調査業務 (場所　京都府京都市朝原山国有林) (期間　H24.8.2～H24.10.17) (種別　測量設計)	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 前川泰一郎	大阪市北区天満橋1-8-75	平成24年8月1日	社団法人岡山県治山林道協会	岡山市中区高屋225-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,590,000	1,815,450	50.5%	－	平成24年7月15日未明からの集中豪雨によって、山腹荒廃が発生し、流出した大量の土石等が直下の人家に被害を与え不安定な状態で留まっていることから、復旧に係る調査を緊急に行う必要があるため。	③イ	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
23	治山災害復旧調査業務(桜ケ水地区) 熊本県菊池市 平成24年8月3日～平成24年8月15日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年8月3日	株式会社森林総合技術コンサルタント	熊本県熊本市東区画図町重富567-9	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,342,950	1,281,000	95.3%	－	7月の梅雨期の豪雨により、国有林内において山地災害が発生し、今後、下流域の民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずるための災害復旧調査を行うもの。	③イ	－
24	林道災害調査業務(上岩林道外) 熊本県八代市 平成24年8月9日～平成24年9月10日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年8月8日	株式会社森林テクニクス 熊本支店	熊本県熊本市中央区上水前寺2-10-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,686,950	2,583,000	96.1%	－	7月梅雨期の豪雨により、地元住民の生活道となっている馬見林道において、路肩が決壊し通行不能な状態となったことから、早急に復旧を実施するため調査を行うもの。	③イ	－
25	治山災害復旧調査業務(猫岳2地区) 熊本県阿蘇郡高森町 平成24年8月9日～平成24年8月22日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年8月9日	株式会社森林総合技術コンサルタント	熊本県熊本市東区画図町重富567-9	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,354,500	1,260,000	93.0%	－	7月の梅雨期の豪雨により、国有林内において山地災害が発生し、今後、下流域の民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずるための災害復旧調査を行うもの。	③イ	－
26	治山災害復旧調査業務(安国寺地区外3) 福岡県嘉麻市他 平成24年8月9日～平成24年8月22日 災害復旧調査	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山俊作	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成24年8月9日	株式会社森林テクニクス 熊本支店	熊本県熊本市中央区上水前寺2-10-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,181,500	3,087,000	97.0%	－	7月の梅雨期の豪雨により、国有林内において山地災害が発生し、今後、下流域の民家等に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山対策を講ずるための災害復旧調査を行うもの。	③イ	－
27	奥芦別林道外災害復旧計画・測量設計業務 芦別市 平成24年9月22日～平成24年10月5日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 空知森林管理署長 桃木康雄	岩見沢市3条東17丁目34	平成24年9月21日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,291,500	1,260,000	97.5%	－	平成24年9月9～10日の集中豪雨により、林道の路肩崩壊及び路体が流出、今後の降雨により被害拡大の恐れもあり、早急に復旧に係る調査を実施する必要があったため。	③イ	－
28	ペンナイ林道外3線災害復旧計画測量・設計業務 上川郡新得町外 平成24年9月21日～平成24年10月9日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 十勝西部森林管理署 東大雪支署長 諏訪幹夫	河東郡上士幌町字上士幌東3線231	平成24年9月21日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,794,450	1,659,000	92.4%	－	平成24年9月9～10日の集中豪雨により、林道の路肩崩壊及び路体が流出、今後の降雨により被害拡大の恐れもあり、早急に災害の復旧調査を実施する必要があったため。	③イ	－
29	ポン金ヶ沢林道災害復旧計画測量・設計業務 久遠郡せたな町北檜山区二俣 平成24年9月27日～平成24年10月4日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 渡島森林管理署長 池田正三	二海郡八雲町出雲町13	平成24年9月26日	株式会社ノース技研	函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,128,750	1,092,000	96.7%	－	平成24年9月9日の豪雨により林道の路体流出被害が発生し、事業の円滑な実施等のために早期復旧に係る調査を実施する必要があった。	③イ	－
30	板小屋林道外災害復旧計画測量・設計業務 北斗市峩朗外 平成24年9月28日～平成24年10月15日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 檜山森林管理署長 白淵弘	檜山郡厚沢部町緑町162-28	平成24年9月27日	株式会社ノース技研	函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,060,500	1,050,000	99.0%	－	9月9日の豪雨により、林道の路体流失、路肩決壊等林道施設が甚大な被害を受け、現在実行中である事業の円滑な実施のため、施設等を早急に復旧するための調査が必要であったため。	③イ	－
31	濁川林道外災害復旧計画測量・設計業務 檜山郡厚沢部町字富里外 平成24年9月28日～平成24年10月15日 測量・設計一式	分任支出負担行為担当官 檜山森林管理署長 白淵弘	檜山郡厚沢部町緑町162-28	平成24年9月27日	株式会社ノース技研	函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,589,700	1,575,000	99.0%	－	9月9日の豪雨により、林道の路体流失、路肩決壊等林道施設が甚大な被害を受け、現在実行中である事業の円滑な実施のため、施設等を早急に復旧するための調査が必要であったため。	③イ	－
32	折居国有林応急対策作業 (場所　京都府宇治市白川川上り谷折居国有林国有林) (期間　H24.9.8～H24.10.31) (種別　山腹工)	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 外山武比古	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102	平成24年9月7日	株式会社野村造園土木	京都市右京区嵯峨大沢柳井手町26-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	6,223,350	5,460,000	87.7%	－	平成２４年８月１４日に宇治市において連続雨量311㎜を記録する集中豪雨があった。また、８月１８日にも集中豪雨があった。この集中豪雨により山腹荒廃が発生し、流出した大量の土石等が直下の自動車整備工場に被害を与え不安定な状態で溜まっている。このまま放置すれば今後の降雨によって、拡大崩壊しさらに自動車工場等に多大な被害を及ぼす恐れが極めて高いため、早急に復旧する必要があるため。	③イ	－
33	朝原山国有林応急対策作業(１号地) 土砂取除254㎥外	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 外山武比古	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102	平成24年7月17日	株式会社今井組	京都市北区上賀茂露ヶ原町15	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	3,780,000	－	－	平成24年7月15日に時間雨量90mmを超える集中豪雨により、朝原山国有林から大量の土砂及び流木が民家に流出し、地域に自主避難の指示が出された。 自主避難を解除するためには、緊急に土砂等を取り除く必要があるため。	③イ	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
34	朝原山国有林応急対策作業（2号地） 土砂取除30㎥外	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 外山武比古	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102	平成24年7月17日	株式会社野村造園土木	京都市右京区嵯峨大沢柳井手町26-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	1,207,500	－	－	平成24年7月15日に時間雨量90mmを超える集中豪雨により、朝原山国有林から大量の土砂及び流木が民家に流出し、地域に自主避難の指示が出された。 自主避難を解除するためには、緊急に土砂等を取り除く必要があるため。	③イ	－
35	愛媛署訴訟に係る意見書作成及び公判に係る指導料 一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 新木雅之	高知県高知市丸ノ内1-3-30	平成24年7月12日	高田法律事務所	東京都千代田区有楽町1-9-4	予決令第102条の4第3号(競争を許さない場合)	－	1,000,000	－	－	本件訴訟が全国的に類似事故等にも影響する可能性があること。また、行政庁意見書の作成には高度の法律的専門的知識を有すると共に実務経験の豊富な者の判断が不可欠であることから、東北森林管理局管内で実績のある者を契約相手方とした。	－	－
36	向田団地流木処理業務請負 収集・運搬・処分一式	分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 嶋﨑省	宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15-1	平成24年8月1日	三和建設株式会社	宮城県仙台市青葉区栗生四丁目15-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	1,522,500	－	－	国有林内に集積処理した松くい虫被害木の丸太が、6月19日～20日の豪雨により下流部の溜池（個人所有）に流出し、排水口を塞いだ状況であると向田町内会長より情報があり、現地を確認したところ、今後の降雨状況によって溜池が氾濫し近隣住宅地に被害を及ぼすことから、撤去処理するため緊急に契約しなければならない。	③イ	－
37	危険木伐倒整理事業 61本	分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 森隆繁	福岡県福岡市早良区百道1-16-29	平成24年8月6日	筑豊林業有限会社	福岡県嘉麻市牛隈193-12	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	－	1,867,320	－	－	住宅街に隣接している国有林内の立木に腐れ等が確認され、台風時等の強風により倒れ、住宅等に被害を及ぼすおそれがあり早急に処理するため。	③イ	－
38	浅間・湯の丸山麓ニホンジカ捕獲駆除 一式	分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 日高瑞記	長野県佐久市臼田1822	平成24年9月3日	北佐久連合猟友会	長野県佐久市跡部65-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	－	2,315,250	－	－	捕獲許可は、鳥獣被害特別措置法により県から市町村に権限委譲され、広域的で効果的な実行体制を有する者を対象とし、安全かつ計画的な実行のため1地域1者に限定して許可が出されている。当該地域の捕獲許可者は、契約相手方のみで実施者が一に特定され競争を許さないため。	①イ（イ）	－
39	PICES第21回年次会合会場借料	支出負担行為担当官 水産庁長官　佐藤正典	東京都千代田区霞が関１－２－１	平成24年8月10日	公益財団法人　広島平和文化センター	広島市中区中島町１－５	会計法第29条の3第4項(条約等の国際的取決め)	－	5,736,740	－	－	条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	①イ（ロ）	－
40	大井川用水(二期)農業水利事業赤松幹線水路小水力発電電気設備工事 静岡県島田市伊太地内 平成24年8月10日から平成25年3月28日 電気通信工事	分任支出負担行為担当官　関東農政局大井川用水農業水利事業所長　松井　俊英	静岡県島田市中央町30-1	平成24年8月6日	富士電機株式会社	東京都品川区大崎1-11-2	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	77,395,500	76,650,000	99.0%	－	赤松幹線水路小水力発電電気設備工事は、平成23年度契約の赤松幹線水路小水力発電施設機器製作据付建設工事（以下「前工事」）を施工中で、本工事は前工事に引き続き施工するものであるため。	③ロ	－
41	南郷支線用水路工事に係る土地取得 対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
42	南郷支線用水路工事に係る土地取得 対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
43	南郷支線用水路工事に係る土地取得 対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
44	南郷支線用水路工事に係る土地取得 対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
45	南郷支線用水路工事に係る土地取得 対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
46	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
47	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
48	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
49	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
50	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
51	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年7月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
52	神流川沿岸農業水利事業 児玉幹線水路工事に関する地上権変更に伴う対価 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長　志野　尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成24年7月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	土地改良財産である地下工作物保護のため、土地所有者と区分地上権設定契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
53	南部幹線用水路その52工事に係る物件移転補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年8月9日	日本貨物鉄道株式会社　関東支社	東京都品川区東五反田1-11-15	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
54	大須賀川排水路工事に係る土地取得対価相当額補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年9月14日	両総土地改良区	千葉県東金市東金1163	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－
55	大須賀川排水路工事に係る土地取得対価相当額補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長 播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年9月14日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
56	南郷支線用水路工事に係る土地取得対価相当額補償 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局両総農業水利事業所長　播磨　宗治	千葉県東金市松之郷2333	平成24年9月24日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
57	平成24年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業　北神戸第一揚水機場2号ポンプ緊急復旧工事 （兵庫県神戸市北区淡河町南僧尾） 平成24年7月5日～平成24年8月13日 施設機械電気通信	分任支出負担行為担当官　近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長　吉田光広	兵庫県三木市志染町三津田1525	平成24年7月4日	株式会社荏原製作所　大阪支社	大阪市北区堂島一丁目6番20号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)予決令第102条の4第3号	6,604,500	6,174,000	93.4%	－	重故障した2号ポンプを緊急点検したところ、再稼働には、損傷部品製作・交換、主軸調整が必要であり、最大の用水需要時期(8月)稼働に間に合わせるため通常の契約手法では不可能であることから緊急随意契約とした。	③イ	－
58	大和紀伊平野農業水利事業（一期）大和平野国営西部幹線水路当麻サイホン他改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年7月2日	個人情報該当	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
59	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営曽我川工区西部幹線その7改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年7月20日	個人情報該当	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
60	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営初瀬川工区第2号幹線その9改修工事に伴う土地取得対価相当額補償契約	支出負担行為担当官　近畿農政局長　小栗邦夫	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成24年8月22日	天理教	奈良県天理市三島町271番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
61	平成24年度大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野区域（田屋遺跡）に係る埋蔵文化財の発掘調査委託費	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年9月11日	公益財団法人和歌山県文化財センター	和歌山市湊字新堤内坪571番地1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	6,592,320	6,592,320	100.0%	0	文化財保護法第93条・94条に基づき実施する発掘調査であり、和歌山県内における発掘調査は、県内の埋蔵文化財発掘調査機関である公益財団法人和歌山県文化財センターが発掘を行うものであり、契約の性質が競争を許さない。	①イ（イ）	－
62	大和紀伊平野農業水利事業（一期）大和平野国営西部幹線水路当麻サイホン他改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　岩田勝男	奈良県橿原市城殿町459	平成24年9月11日	個人情報該当	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
63	平成23年度徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム洪水吐下流河道取付水路工事 鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝地内 H24.7.4～H25.3.15 土木工事	支出負担行為担当官 九州農政局長　吉村馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成24年7月4日	鹿島・フジタ・株木徳之島用水（一期）農業水利事業徳之島ダム建設工事共同企業体	福岡県福岡市博多区博多駅前3-12-10	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	222,663,000	220,500,000	99.0%	－	本工事は、平成21年度契約の徳之島ダム第三期建設工事に引き続き施工するものであるため。	③ロ	－
64	平成24年度幹線水路佐賀西部高域線（東分上流工区）工事他に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年7月5日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,299,600	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
65	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約	分任支出負担行為担当官　九州農政局鹿児島地域センター長　田中誠也	鹿児島県鹿児島市小川町3-64	平成24年7月5日	日本環境安全事業株式会社　北九州事業所	福岡県北九州市若松区響町1-62-24	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	6,321,000	6,321,000	100.0%	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により処理施設が定められているため。	①イ（イ）	－
66	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線（小隈上流工区）工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年8月10日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
67	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(小隈上流工区)工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年8月10日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	–	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
68	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(小隈上流工区)工事に伴う立木補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年8月10日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	–	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
69	筑後川下流農業水利事業多久導水路(下右原工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年8月20日	九州電力株式会社　佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,694,296	1,694,296	100.0%	–	本契約は公共事業の施行に伴う電気工作物の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
70	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(小隈上流工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流農業水利事務所長　美濃眞一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年8月28日	九州電力株式会社　佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,503,050	1,503,050	100.0%	–	本契約は公共事業の施行に伴う電気工作物の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
71	筑後川下流左岸農地防災事業岩神線(徳益工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年8月30日	九州電力株式会社　大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,133,688	1,133,688	100.0%	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
72	筑後川下流左岸農地防災事業昭代5号線(南浜武その2工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　渡辺博之	福岡県久留米市津福今町472-31	平成24年9月6日	九州電力株式会社　大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,821,150	1,821,150	100.0%	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
73	肝属中部(二期)農業水利事業ファームポンド敷地造成その他(愛宕山第1)工事に伴う事業損失補償金 建物等修復 一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成24年9月21日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	–	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
74	吉野川下流域農地防災事業 平成24年度国営分水工別受益面積整理委託(その2)業務	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年7月4日	吉野川下流域土地改良区	徳島県鳴門市大麻町萩原字アコメン3-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	2,604,000	2,604,000	100.0%	–	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者以外には開示できないこととなっている土地原簿のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	①イ（イ）	–
75	斐伊川沿岸農業水利事業　右岸導水路その3工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長　宗岡一正	島根県出雲市斐川町荘原105	平成24年7月6日	個人情報該当	–	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,343,100	–	–	事業に係る土地売買契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
76	北部幹線水路(2号水位流量調整施設)建設工事外に係る補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年7月17日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,395,558	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–
77	南部幹線水路(乙瀬工区その3)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年7月25日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,402,199	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの （財務省に個別に協議し認められたもの）	–

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
78	那賀川(二期)農地防災事業　南岸幹線水路(その6)工事に係る費用負担代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局那賀川農地防災事業所長　金光　譲二	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成24年8月9日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,155,503	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
79	香川用水農業水利事業　和田支線水路改修(その6)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長　原田　稔	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年9月4日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	4,517,355	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
80	香川用水農業水利事業　和田支線水路改修(その6)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長　原田　稔	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年9月4日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	8,909,495	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
81	斐伊川沿岸農業水利事業　右岸導水路その2工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長　宗岡　一正	島根県出雲市斐川町荘原105	平成24年9月6日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,001,086	－	－	事業に係る土地売買契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
82	香川用水農業水利事業　東部幹線水路春日川サイホン改修工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長　原田　稔	香川県丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F	平成24年9月11日	株式会社　海道	岡山県津山市中北下1198番地の5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,284,020	－	－	事業に係る土地売買契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
83	北部幹線水路(板名2工区)11号分水施設その1工事、北部幹線水路(板名2工区)11号分水施設その2工事、北部幹線水路(板名2工区)12-1号分水施設工事及び北部幹線水路(板名2工区)12 号分水施設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月12日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,065,579	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
84	北部幹線水路(板名2工区)11号分水施設その1工事、北部幹線水路(板名2工区)11号分水施設その2工事、北部幹線水路(板名2工区)12-1号分水施設工事及び北部幹線水路(板名2工区)12 号分水施設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月12日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,536,795	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
85	北部幹線水路(板名2工区)11号分水施設その1工事、北部幹線水路(板名2工区)11号分水施設その2工事、北部幹線水路(板名2工区)12-1号分水施設工事及び北部幹線水路(板名2工区)12 号分水施設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月12日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,028,376	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
86	中海干拓事業中浦水門撤去工事等に係る費用負担金	支出負担行為担当官中国四国農政局長　國弘　実	岡山県岡山市北区下石井1－4－1	平成24年9月18日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,048,152	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものである。そのため、工事によって影響を受けた不動産の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されているからである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
87	北部幹線水路(大寺工区)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月18日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,113,140	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
88	斐伊川沿岸農業水利事業　右岸配水路工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所長　宗岡一正	島根県出雲市斐川町荘原105	平成24年9月19日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	2,085,600	–	–	事業に係る土地売買契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
89	香川用水農業水利事業　和田支線水路改修(その5)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長　原田　稔	香川県丸亀市飯山町川原1114-1飯山市民総合センター3F	平成24年9月25日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	2,597,856	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
90	香川用水農業水利事業　和田支線水路改修(その5)工事に伴う補償金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局香川用水土器川沿岸農業水利事業所長　原田　稔	香川県丸亀市飯山町川原1114-1飯山市民総合センター3F	平成24年9月25日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,994,891	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
91	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月25日	板名用水土地改良区	徳島県板野郡上板町高瀬405-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	2,465,268	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
92	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月28日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	5,318,138	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
93	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月28日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,037,220	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
94	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月28日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,405,236	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
95	柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官　中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　石川　佳市	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成24年9月28日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	1,035,780	–	–	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
96	新濃尾農地防災事業工事に係る損失補償(1式)	分任支出負担行為担当官　東海農政局新濃尾農地防災事業所長　内山　直治	愛知県一宮市八幡5丁目1番14号	平成24年7月13日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	–	–	–	公共事業の施行に伴い損失補償等に関して契約を行うものであり、契約の相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–
97	西濃用水第二期地区西部幹線水路垂井サイホン区分地上権設定対価	分任支出負担行為担当官東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長　本間新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年8月7日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	–	–	–	–	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	–

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
98	西濃用水第二期地区西部幹線水路宮代サイホン工事に係る電気通信設備移転料	分任支出負担行為担当官　東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所長　本間　新哉	岐阜県大垣市藤江町2-128	平成24年8月10日	西日本電信電話株式会社岐阜支店	岐阜市梅ヶ枝町2-31	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
99	災害対策支援機械費　相双地域仮排水支援管理(その2)事業　福島県双葉郡楢葉町及び浪江町地内　平成24年7月11日～平成24年12月25日　土木工事	支出負担行為担当官東北農政局長　佐藤憲雄	仙台市青葉区本町３－３－１	平成24年7月10日	田中建設　株式会社	福島県双葉郡双葉町大字長塚字町４８	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	34,492,500	34,440,000	99.8%	－	被災した農地及び土地改良施設の被災状況調査を実施するため、水中ポンプを設置するものであり、営農再開等のため関係市町村が示す復興計画に併せ支援するため7月から事業を開始する必要がある。このため指名競争入札を実施したが一者応札となったために入札取りやめとなった。事業開始のために緊急的に実施する必要があることから随意契約を行う。	③イ	－
100	岩木川左岸(二期)農業水利事業土淵堰用水路三和地区工事に伴う費用負担に関する契約金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年7月3日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
101	岩木川左岸(二期)農業水利事業西俣3号幹線用水路工事に伴う電気通信線路設備移転工事費用補償金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年7月12日	東日本電信電話株式会社青森支店	青森県青森市橋本２－１－６	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
102	平成24年度国営かんがい排水事業全体実施設計「和賀中央地区」土地所有状況調査委託　1式	分任支出負担行為担当官　東北農政局北上土地改良調査管理事務所長　三木　秀	盛岡市青山4-11-1	平成24年7月23日	岩手中部土地改良区	岩手県北上市和賀町藤根18-39-3	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,555,000	1,555,000	100.0%	－	本業務は、土地改良区が所有し、土地改良法第29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者のみ閲覧できる土地原簿（賦課台帳）を用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	①イ（イ）	－
103	和賀中部農業水利事業　E幹線用水路工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　浅田　務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年7月24日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
104	米沢平野二期農業水利事業鬼面川頭首工改修工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局米沢平野農業水利事業所長　相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	平成24年7月24日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
105	岩木川左岸(二期)農業水利事業西俣3号幹線用水路工事に伴う電気工作物等設備移転工事費用補償金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年8月6日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
106	岩木川左岸(二期)農業水利事業西俣3号幹線用水路工事に伴う電気通信線路設備移転工事費用補償金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年8月21日	つがるにしきた農業協同組合	青森県つがる市稲垣町宮川豊川１－１９	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
107	和賀中部農業水利事業　左岸導水幹線用水路第4工区(その5)工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　浅田　務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年8月10日	個人情報非公表	－	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
108	和賀中部農業水利事業　左岸導水幹線用水路第4工区(その5)工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　浅田　務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年8月28日	個人情報非公表	ー	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
109	和賀中部農業水利事業　左岸導水幹線用水路第4工区(その5)工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　浅田　務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年8月28日	個人情報非公表	ー	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
110	直轄特定災害復旧事業　舟入川排水路災害復旧(その1)、(その2)工事に伴う電気通信線路設備移転工事費用補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成24年9月4日	東日本電信電話株式会社　宮城支店	仙台市若林区五橋3-2-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
111	岩木川左岸(二期)農業水利事業　土淵堰用水路第四工区(その1)工事に伴う損失補償契約金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年9月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
112	岩木川左岸(二期)農業水利事業　土淵堰用水路第四工区(その1)(その2)工事に伴う土地売買契約金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年9月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
113	岩木川左岸(二期)農業水利事業　土淵堰用水路第四工区(その1)(その2)工事に伴う損失補償契約金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年9月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
114	岩木川左岸(二期)農業水利事業　土淵堰用水路第四工区(その1)(その2)工事に伴う損失補償契約金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　川端　正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年9月7日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
115	直轄特定災害復旧事業　名取川地区災害復旧工事に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成24年9月7日	東北電力株式会社　宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
116	直轄特定災害復旧事業亘理山元地区舟入川排水路災害復旧(その2)工事他に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成24年9月11日	東北電力株式会社　宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
117	和賀中部農業水利事業　左岸導水幹線用水路第4工区(その5)工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局和賀中部農業水利事業所長　浅田　務	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成24年9月12日	北上ケーブルテレビ株式会社	岩手県北上市本石町1-5-19	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者と契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
118	直轄特定災害復旧事業亘理山元地区舟入川排水路災害復旧(その2)工事他に伴う電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官　東北農政局仙台東土地改良建設事業所長　赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	平成24年9月20日	東北電力株式会社　宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
119	岩木川左岸(二期)農業水利事業　東俣1号幹線用水路整備(その2)工事に伴う電気工作物移転補償契約金として	分任支出負担行為担当官　東北農政局津軽農業水利事務所長　廣瀬　峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	平成24年9月26日	津軽広域水道企業団	青森県黒石市大字石名坂字姥懐2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	－	－	－	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
120	春江北部用水路工事に伴う建物等修復費用負担	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤　與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年7月20日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,209,534	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
121	春江北部用水路工事に伴う建物等修復費用負担	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤　與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年7月20日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,026,265	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
122	春江北部用水路工事に伴う建物等修復費用負担	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤　與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年7月20日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,830,720	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
123	春江北部用水路工事に伴う建物等修復費用負担	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤　與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年7月20日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,684,987	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
124	絶縁油処分業務　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局新川流域農業水利事業所長　奥平　浩	新潟市西蒲区巻甲5488	平成24年8月9日	株式会社クレハ環境	福島県いわき市錦町四反田30番	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	－	2,409,750	－	－	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項による	①イ（イ）	－
125	絶縁油収集運搬業務　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局新川流域農業水利事業所長　奥平　浩	新潟市西蒲区巻甲5488	平成24年8月29日	日本通運株式会社新潟支店	新潟市中央区上大川前通5番町68番地1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	－	2,940,000	－	－	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4による	①イ（イ）	－
126	市野新田ダム建設工事施行に伴う支障電気工作物の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邉　昭弘	新潟県柏崎市南半田18-15	平成24年7月2日	東北電力株式会社新潟支店	新潟市中央区上大川前通5-84	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	3,026,325	－	－	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
127	市野新田ダム建設工事(市野新田ダム付替市道工事)に伴うテレビ受信施設(地上デジタル放送受信用光ファイバーケーブル)の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邉　昭弘	新潟県柏崎市南半田18-15	平成24年8月9日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,993,550	－	－	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
128	柏崎周辺(二期)農業水利事業(市野新田ダム事業)地区内の埋蔵文化財包蔵地(天皇峰遺跡)に係る発掘調査費用負担契約	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邉　昭弘	新潟県柏崎市南半田18-15	平成24年8月20日	柏崎市	新潟県柏崎市中央町5-50	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	5,019,000	5,019,000	100.0%	－	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ（ニ）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
129	芝原2号用水路工事に伴う土地使用補償	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年8月29日	株式会社伝広社	石川県金沢市有松三丁目6番25号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,609,061	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
130	庄川放水路大清水工区（県道横断）工事及び庄川放水路（吉住工区）その5工事の施行に伴う支障電気工作物移設補償 電気工作物　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年7月11日	北陸電力株式会社　高岡支社	富山県高岡市広小路7-15	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,030,434	－	－	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
131	庄川放水路工事に伴う物件移転補償 軽量鉄骨造平屋建車庫　1棟 工作物　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年7月31日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,725,287	－	－	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
132	庄川放水路大清水工区（県道横断）工事及び庄川放水路（吉住工区）その5工事の施行に伴う支障電気工作物移設補償 電気工作物　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年8月6日	北陸電力株式会社　高岡支社	富山県高岡市広小路7-15	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,702,076	－	－	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
133	平成24年度みんなで豊かな農林漁業人権啓発委託事業	支出負担行為担当官北陸農政局長　髙嶺彰	石川県金沢市広坂2－2－60	平成24年8月22日	石川県	石川県金沢市鞍月1－1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	1,124,000	1,124,000	100.0%	－	農漁協職員を対象とした人権問題に関する啓発活動を実施する事業であり、その監督・指導立場にある県知事との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	①イ（二）	－
134	九頭竜川左岸用水路工事に係る土地取得	支出負担行為担当官北陸農政局長　髙嶺彰	石川県金沢市広坂2－2－60	平成24年8月6日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	13,292,296	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
135	高椋新江1号用水路工事に伴う用地取得 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年9月19日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	8,223,291	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
136	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　281.26㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	3,037,608	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
137	庄川放水路工事に伴う土地取得 宅地　138.75㎡ 田　9.65㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,254,845	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
138	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　277.62㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,998,296	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
139	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　275.72㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,977,776	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
140	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　267.17㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,885,436	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
141	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　212.89㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,299,212	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
142	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　270.66㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,923,128	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
143	庄川放水路工事に伴う土地取得 田　269.33㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,908,764	－	－	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
144	庄川放水路工事に伴う区分地上権設定補償 田　301.51㎡	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大谷　寛	富山県砺波市幸町8番20号	平成24年9月24日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,018,910	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
145	庄川放水路工事に係る土地取得	支出負担行為担当官北陸農政局長　齊藤政満	石川県金沢市広坂２－２－６０	平成24年9月25日	個人情報非公表	―	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	64,451,528	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
146	職員宿舎賃貸借　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局加治川二期農業水利事業所長　多田浩光	新潟県新発田市日渡９６	平成24年8月1日	積和不動産中部株式会社　新潟賃貸営業所	新潟市中央区南笹口１－１－５４	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	－	866,400	－	－	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	①ロ	－
147	春江北部用水路工事施行に伴う支障上水道管移設(仮移設)補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成24年8月10日	坂井市	福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	1,682,450	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－
148	市野新田ダム建設工事(市野新田ダム付替市道工事)に伴う支障電気通信設備の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邉　昭弘	新潟県柏崎市南半田18-15	平成24年8月31日	東日本電信電話株式会社新潟支店	新潟市中央区東堀通7番町1017-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	－	2,268,691	－	－	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの（財務省に個別に協議し認められたもの）	－